

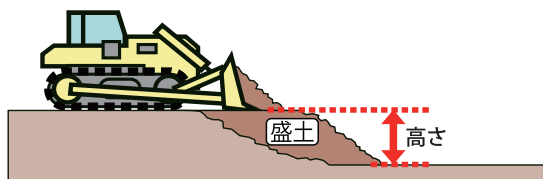
令和5年9月28日以前から行われている 盛土等については届出が必要です。

- ・広島県では宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の規制区域を県内全域（広島市、呉市、福山市を除く）に指定し、令和5年9月28日から運用を開始しました。
- ・盛土規制法運用開始以前に着工され、現在も工事中の盛土等については令和5年10月18日までに盛土に関する届出の提出が必要となります。
- ・下記の届出対象規模の工事を行っている場合は、工事を行っている市町担当課へ届出の提出をお願いします。
※広島市、呉市、福山市で行われている工事は今回の届出の対象ではありません。

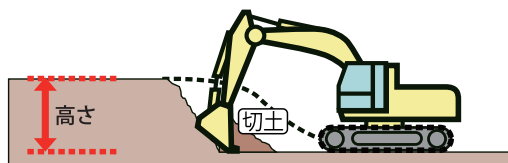
届出対象工事

赤文字 届出対象 青文字 届出の図面提出対象

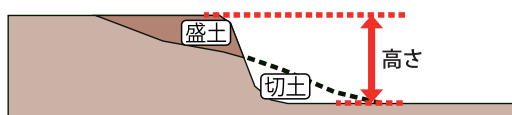
- ① 盛土で高さが **1m超** **2m超**
の崖を生ずるもの



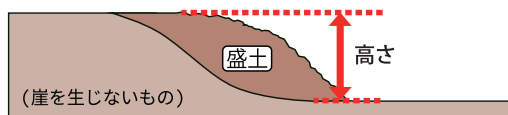
- ② 切土で高さが **2m超** **5m超**
の崖を生ずるもの



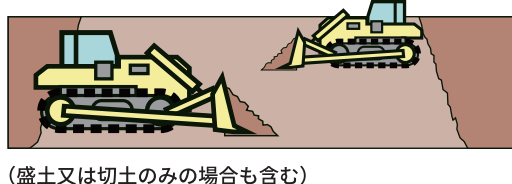
- ③ 盛土と切土を同時に行い
高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの



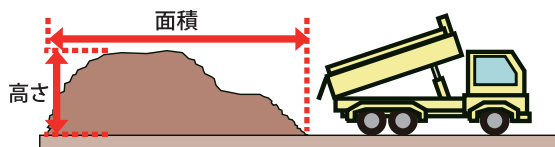
- ④ 盛土で高さが **2m超** **5m超**
となるもの
(崖を生じないもの)



- ⑤ 盛土又は切土をする土地の
面積が **500㎡超** **3,000㎡超**
となるもの



- ⑥ 最大時に堆積する
高さが **2m超** **5m超**
かつ面積が **300㎡超** **1,500㎡超**
となるもの



提出書類について

- (ア) **赤文字** の場合は1届出書、2届出地及びその周辺の写真、3委任状等（代理人が届出をする場合）の提出が必要です。
(イ) **青文字** の場合は（ア）の書類に追加して4位置図、5地形図、6平面図が必要です。

届出窓口

届出所在地	届出窓口		届出担当部署		
			盛土、切土又は土石の堆積の面積		
			1ha未満	1ha以上 5ha未満	5ha以上
竹原市	竹原市	都市整備課	竹原市	西部建設事務所	県庁
大竹市	大竹市	都市計画課	大竹市		
東広島市	東広島市	開発指導課	東広島市		
廿日市市	廿日市市	都市計画課	廿日市市		
安芸高田市	安芸高田市	管理課	安芸高田市		
江田島市	江田島市	都市整備課	西部建設事務所		
府中町	府中町	建築課			
海田町	海田町	都市整備課			
熊野町	熊野町	都市整備課			
坂町	坂町	都市計画課	坂町		
安芸太田町	安芸太田町	建設課	西部建設事務所		
北広島町	北広島町	建設課			
大崎上島町	大崎上島町	建設課			
三原市	三原市	建築指導課	三原市	東部建設事務所	
尾道市	尾道市	建築課	尾道市		
府中市	府中市	都市デザイン課	東部建設事務所		
世羅町	世羅町	企画課			
神石高原町	神石高原町	建設課	神石高原町		
三次市	三次市	都市建築課	三次市	北部建設事務所	
庄原市	庄原市	都市整備課	北部建設事務所		
		建設課			

連絡先一覧

部署名	郵便番号	所在地	電話番号
県庁	都市環境整備課	730-8511 広島市中区基町10番52号	082-513-4143
広島県西部建設事務所	建築課	732-0816 広島市南区比治山本町16番12号	082-250-8158
広島県東部建設事務所	建築課	720-8511 福山市三吉町一丁目1番1号	084-921-1311
広島県北部建設事務所	建築課	728-0013 三次市十日市東四丁目6番1号	0824-63-5181
竹原市	都市整備課	725-8666 竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-7749
大竹市	都市計画課	739-0692 大竹市小方1丁目11番1号	0827-59-2167
東広島市	開発指導課	739-8601 東広島市西条栄町8番29号	082-420-0959
廿日市市	都市計画課	738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9194
安芸高田市	管理課	731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-47-1201
江田島市	都市整備課	737-2297 江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1647
府中町	建築課	735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3174
海田町	都市整備課	736-8601 安芸郡海田町南昭和町14番17号	082-823-9634
熊野町	都市整備課	731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5608
坂町	都市計画課	731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1513
安芸太田町	建設課	731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-1962
北広島町	建設課	731-1595 山県郡北広島町有田1234番地	050-5812-1860
大崎上島町	建設課	725-0231 豊田郡大崎上島町東野6625番地1	0846-65-3124
三原市	建築指導課	723-8601 三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6125
尾道市	建築課	722-8501 尾道市久保一丁目15番1号	0848-38-9245
府中市	都市デザイン課	726-8601 府中市府川町315番地	0847-43-7159
世羅町	企画課	722-1192 世羅郡世羅町西上原123番地1	0847-22-3206
神石高原町	建設課	720-1522 神石郡神石高原町小島1701番地	0847-89-3338
三次市	都市建築課	728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6385
庄原市	都市整備課	727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1115
	建設課		0824-73-1150

届出申請に必要な手続き等について、詳しくは広島県のホームページをご確認ください。

広島県 盛土規制 🔍 検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>